

4. 「教職に関する科目」の履修方法

「教職に関する科目」は教育職員免許法第5条別表第1および同法施行規則第6条の規程に基づき開設されています。

「法令上の科目名」と「神奈川大学で開講されている授業科目名」との関係を次表に示します。それぞれの科目の位置づけを理解してください。

表4-1 本学における「教職に関する科目」の授業科目名と単位数

免許法による 科目区分	各科目に含めることが必要な事項	必要な単位数		本学での授業科目名	単 位	配当 年次
		中学校	高等 学校			
教職の意義等 に関する科目	・教職の意義及び教員の役割 ・教員の職務内容(研修, 服務及び身分保障等を含む。) ・進路選択に資する各種の機会の提供等	必修2	必修2	教職論	2	2
教育の基礎理 論に関する科 目	・教育の理念並びに教育に関する歴史及び思想	必修2	必修2	教育原論	2	1
	・幼児, 児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程 (障害のある幼児, 児童及び生徒の心身の発達及び 学習の過程を含む。)	必修2	必修2	教育心理学	2	1
	・教育に関する社会的, 制度的又は経営的事項	必修2	必修2	教育と社会	2	1
教育課程及び 指導法に関す る科目	・教育課程の意義及び編成の方法	必修1	必修1	教育課程論	1	2
	・各教科の指導法	必修2	必修2	教科教育法	2	2・3
		必修2	必修2	教科教育法	2	2・3
		必修2		教科教育法	2	3
		必修2		教科教育法	2	3
	・教育の方法及び技術(情報機器及び教材の活用を含 む。)	必修1	必修1	教育方法論	1	2
	・道徳の指導法	必修2		道徳教育論	2	2
・特別活動の指導法	必修2	必修2	特別活動論	2	2	
生徒指導, 教育 相談及び進路 指導等に関す る科目	・生徒指導の理論及び方法 ・進路指導の理論及び方法	必修2	必修2	生徒指導論	2	2
	・教育相談(カウンセリングに関する基礎的な知識を 含む。)の理論及び方法	選択 必修2	選択 必修2	教育相談概論	2	3
教育実習		必修1	必修1	教育実習指導	1	3
		必修1	必修1	教育実習指導	1	
		必修2	必修2	教育実習	2	4
		必修2		教育実習	2	
教職実践演習		必修2	必修2	教職実践演習(中学・高校)	2	4
単位数合計		34	26			

：教科教育法は免許教科ごとに授業科目名が異なるので、表4-2を参照すること。

教科教育法 ・ (公民, 地理歴史, 商業, 工業, 情報)は3年次配当科目です。

教科又は教職に関する科目	P.11 4.(9)を参照	選択	選択	表4-3, 表4-4を参照
--------------	---------------	----	----	---------------

(1) 「教職に関する科目」とは

「教職に関する科目」は、教員として生徒に接し授業を行う上で必要な知識と技能を身につけるための科目で、各学部・学科の教育課程表の科目とは別に、教職課程が独自に開講しています。基本的には、卒業要件の科目ではないため、学科の履修制限にも含まれません。ただし、学科によっては「教職に関する科目」の一部を卒業要件単位数に含めているところもありますので、所属学科の教育課程表（履修要覧）を参照してください。

なお、前学期・後学期それぞれに開講されている同一授業科目については、いずれかの配当期で履修してください。前学期に登録を行った場合、同一年度の後学期で再履修することはできません。

(2) 免許取得に必要な「教職に関する科目」の単位数

表 4-1 のとおり、中学校の免許を取得する場合、「教職に関する科目」の修得必要最低単位数は、34 単位です。ただし、本学では、介護等体験をする場合には原則として「介護等体験指導（1 単位）」を履修するように指導していますので、実質上は 35 単位です。高等学校の場合は 26 単位です。

(3) 教科教育法の履修について

「教科教育法」を履修するためには 1 年次配当の「教育原論」「教育と社会」「教育心理学」の 3 科目 6 単位を修得しておかなければなりません。

また、「教科教育法」は必ず「教科教育法」から履修してください。「教科教育法」を履修するためには、「教科教育法」の単位を修得していることが条件です。

なお、理学部の学生が「教科教育法（数学）」を履修するためには、「数学基礎学力試験」（学内で 2 月に実施）に合格しておかなければなりません。

(4) 教科教育法は免許教科ごとに履修

「教科教育法」は、免許状の教科ごとに授業科目が分かれています。免許教科ごとの「教科教育法」から履修してください。中学校免許の取得には 8 単位（「教科教育法」）、高等学校免許の取得には 4 単位（「教科教育法」）が必要です。

表 4-2 教科教育法の授業科目

【中学校免許】

免許教科	教科教育法	
社会	教科教育法（社会）	教科教育法（社会）
	教科教育法（社会）	教科教育法（社会）
英語	教科教育法（英語）	教科教育法（英語）
	教科教育法（英語）	教科教育法（英語）
中国語	教科教育法（中国語）	教科教育法（中国語）
	教科教育法（中国語）	教科教育法（中国語）
保健体育	教科教育法（保健体育）	教科教育法（保健体育）
	教科教育法（保健体育）	教科教育法（保健体育）
数学	教科教育法（数学）	教科教育法（数学）
	教科教育法（数学）	教科教育法（数学）
理科	教科教育法（理科）	教科教育法（理科）
	教科教育法（理科）	教科教育法（理科）

【高等学校免許】

免許教科	教科教育法	
公民	教科教育法（公民）	教科教育法（公民）
地理歴史	教科教育法（地理歴史）	教科教育法（地理歴史）
商業	教科教育法（商業）	教科教育法（商業）
英語	教科教育法（英語）	教科教育法（英語）
中国語	教科教育法（中国語）	教科教育法（中国語）
保健体育	教科教育法（保健体育）	教科教育法（保健体育）
数学	教科教育法（数学）	教科教育法（数学）
理科	教科教育法（理科）	教科教育法（理科）
工業	教科教育法（工業）	教科教育法（工業）
情報	教科教育法（情報）	教科教育法（情報）

(5) 「教育実習指導」について

「教育実習指導」は、4年次に教育実習を行うための準備として3年次の後学期に履修する必修科目です。「教育実習指導」の履修者はその年度中に教育実習に出るための条件（6. 「教育実習の履修方法（9）教育実習に出るための条件」参照）を満たすことが前提ですので、各自履修登録には細心の注意を払ってください。

なお、3年次前学期終了の段階で教育実習に出るための条件を満たせないことが判明した場合、3年次後学期の「教育実習指導」の履修はできませんので、速やかに各キャンパス・支援室に申し出てください。「教育実習指導」は翌年以降の履修になります。

(6) 「教育実習指導」について

「教育実習指導」は教育実習の事前・事後指導のための科目で、教育実習を行う4年次前学期に履修します。

(7) 「教育実習」の単位認定について

授業科目「教育実習」と「教育実習」は、教育実習を行う4年次4月に時間外科目として登録します。2週間実習の場合「教育実習」の2単位を認定し、3週間（もしくは4週間）実習の場合は「教育実習」と「教育実習」の計4単位を認定します。

(8) 「教職実践演習（中学・高校）」について

4年次後学期の必修科目であり、これまで履修してきた「教科に関する科目」と「教職に関する科目」の集大成として位置づけ、教員として必要な知識技能を修得したことを確認することを目的とします。

なお、「教職実践演習（中学・高校）」を履修するには、「教育実習」を当該年度中に単位修得見込みでなければなりません。

(9)「教科又は教職に関する科目」について

「教科又は教職に関する科目」は、3種類あります。

- 1つめは、「教科に関する科目」の最低必要単位数（P56表13-1参照）を超えた科目（単位）、
- 2つめは、「教職に関する科目」の最低必要単位数（P56表13-1参照）を超えた科目（単位）です。

表4-3 高等学校免許状申請に「教科又は教職に関する科目」として使用できる教科教育法

高等学校一種免許教科	教科教育法の授業科目名	
英語	教科教育法（英語）	教科教育法（英語）
中国語	教科教育法（中国語）	教科教育法（中国語）
保健体育	教科教育法（保健体育）	教科教育法（保健体育）
数学	教科教育法（数学）	教科教育法（数学）
理科	教科教育法（理科）	教科教育法（理科）

例えば、表4-3にある免許教科の「教科教育法」「教科教育法」は高等学校免許では選択科目ですが、免許取得教科に即してこれらの科目を修得した場合、高等学校免許教科の申請では、「教科又は教職に関する科目」となります。「道徳教育論」「教育実習」も高等学校免許では選択科目ですから、免許申請では「教科又は教職に関する科目」となります。

「教育相談概論」と「教育相談演習」の2科目を修得した場合、中学校免許と高等学校免許の申請で、1科目が「教科又は教職に関する科目」となります。

3つめは、表4-4にある本学で設けている「教科又は教職に関する科目」です。

表4-4 本学で設けている「教科又は教職に関する科目」一覧

授業科目名	単位	配当年次	授業科目名	単位	配当年次
学校ボランティア演習	2	2	学校ボランティア演習	2	2
現代教育の課題	2	2	現代教育の課題	2	2
現代教育の課題	2	2	現代教育の課題	2	2
介護等体験指導	1	3			

これらの「教科又は教職に関する科目」を修得した場合、中学校免許と高等学校免許の申請で、59単位に算入することができます。ただし、「介護等体験指導」は、高等学校免許申請には使えません。